



カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震を踏まえた避難情報と鉄道事業者の対応等

津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定状況

- 「避難指示発令対象地域の設定状況」についての市町村アンケート結果は下記のとおり。

※設問は大津波警報・津波警報・津波注意報にかかる避難対象地域の設定の有無を問うものであり、「設定している」場合の内訳は自治体に備考欄へ設定の考え方を記載してもらったものであるため、正確に内容を反映されていない可能性がある。

津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定について

○大津波警報

設定している（179）

市町村 全域 13	津波浸水想定区域 ハザードマップ 121	その他 45	設定していない 69
-----------------	----------------------------	-----------	---------------

【その他の記載例】
(大津波警報)
標高や地形 など

津波浸水想定区域
最大クラスの津波が悪条件下
で発生した場合に想定される
浸水区域・水深

○津波警報

設定している（184）

市町村 全域 8	津波浸水想定区域 ハザードマップ 93	その他 83	設定していない 64
----------------	---------------------------	-----------	---------------

【その他の記載例】
(津波警報)
海拔3m以下の地域、3mの津波により浸水が想定される
地域、沿岸部、海や川付近の地域 など

○津波注意報

設定している（137）

市町村全域
3

津波浸水想定区域 ハザードマップ 25	防潮堤より外側 漁港、海水浴場等 88	その他 21	設定していない 111
---------------------------	---------------------------	-----------	----------------

【その他の記載例】
(津波注意報)
沿岸部、海や川付近の地域 など

津波時における避難指示の発令対象区域の考え方

- 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）において津波に対する発令対象区域の設定について記載。
- 避難指示の発令対象区域は予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本としている。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (予想される津波の 高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津 波警 報 ※2	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)	
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合。	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
津波 注意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)

(避難情報に関するガイドラインより抜粋)

4.5.2手順2：発令対象区域の設定（津波）

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

(1) 大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする ⇒ハザードマップ

(2) 津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

(3) 津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域を対象とする

自治体の避難指示の発令対象区域の設定例

- 大津波警報・津波警報・津波注意報による津波高に応じて、避難の対象となる避難情報発令区域を適切に設定している自治体もある。
- 施設整備の状況や、想定される浸水域を踏まえ、適切な範囲に避難指示を発令することが必要。

【神奈川県平塚市の例】

種類	避難情報	避難情報発令区域	とるべき行動
大津波警報(10m超)	避難指示	老松町、榎木町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、四之宮3丁目、四之宮4丁目、須賀、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、中堂、長瀬、撫子原、虹ヶ浜、花水台、東八幡5丁目、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、八重咲町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘	近くの高い場所や津波避難ビルへ避難
大津波警報(10m)		老松町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜、花水台、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘	
大津波警報(5m)		唐ヶ原、撫子原、海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	近くの高い場所や丈夫な建物の上階へ避難
津波警報(1～3m)		海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	海岸付近等から離れる
津波注意報(0.2～1m)			

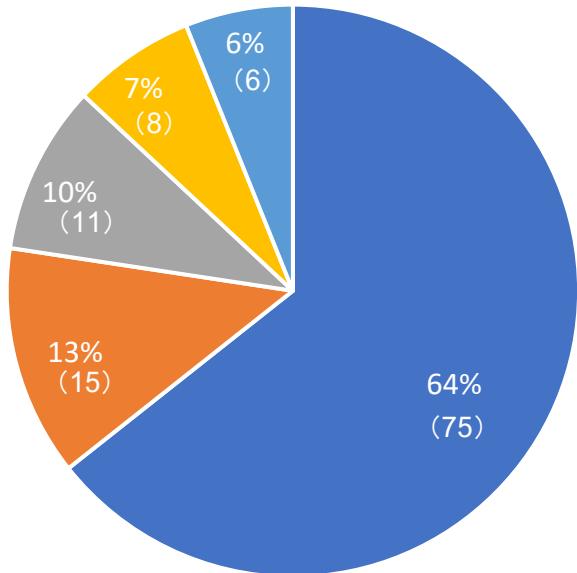
出典：平塚市HP 津波警報・注意報発表時の避難情報
https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page05_00115.html

自治体の避難指示解除までの時間

- 津波警報⇒津波注意報⇒解除にともない自治体の避難指示発令区域の変更や解除まで要した時間を整理（※Lアラートにおいて解除時刻として登録された時間で整理）
- 避難指示解除までの時間は15分以内の自治体が半数以上ではあるが、避難指示の解除まで60分以上かかっている自治体も一部存在した。

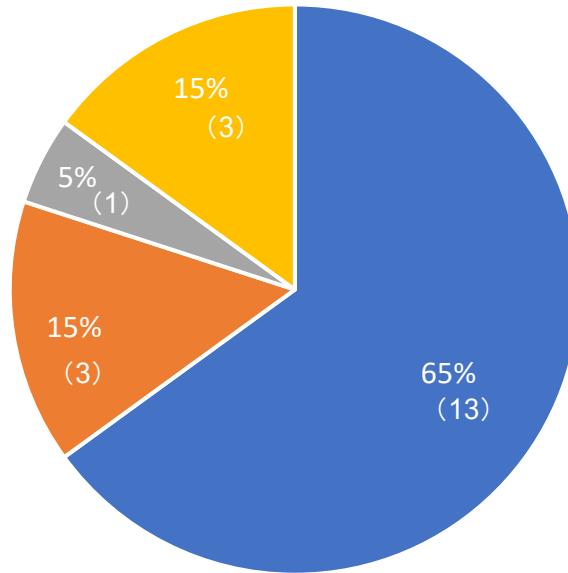
①津波警報の解除を受け、自治体が避難指示の解除に要した時間

※①対象自治体数は115
グラフ内（ ）の数値は自治体数を示す



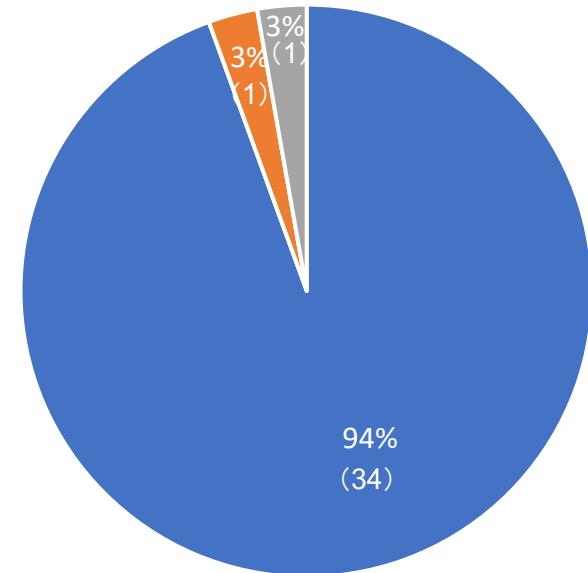
②津波警報⇒津波注意報への切替で自治体が発令区域の変更に要した時間

※②対象自治体数は20
グラフ内（ ）の数値は自治体数を示す



③津波注意報の解除を受け、自治体が避難指示の解除に要した時間

※③対象自治体数は36
グラフ内（ ）の数値は自治体数を示す



【凡例】

■ : 15分以内 ■ : 15分～30分以内 ■ : 30分～60分以内 ■ : 60分以上 ■ : その他

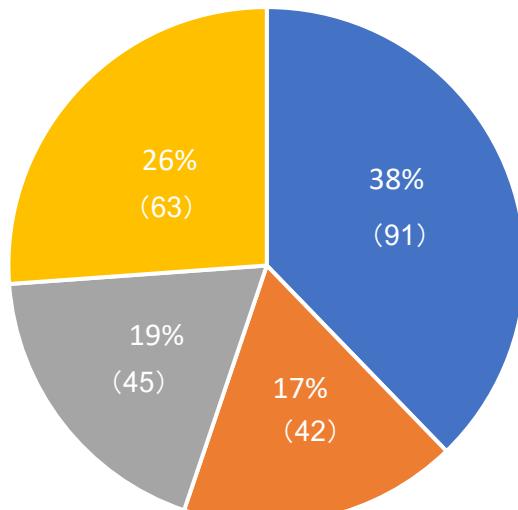
※その他：津波警報・注意報解除前に自治体の判断で避難情報を解除した自治体

Lアラート登録に要した時間

- 自治体の「避難情報の発令時刻」「避難情報の解除時刻」とそれらをLアラートへ実際に登録した時刻を比較し、かかった時間を整理（※Lアラートにおいて登録された「発令日時」と「発表日時」で比較）

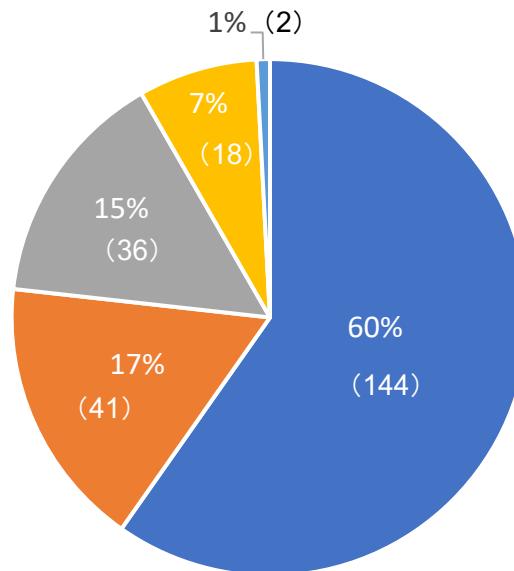
①避難指示発令からLアラート登録までの時間

※①対象自治体数は241
グラフ内（ ）の数値は自治体数を示す



②避難指示解除からLアラート登録までの時間

※②対象自治体数は241
グラフ内（ ）の数値は自治体数を示す



【凡例】

■ : 15分以内 ■ : 15分～30分以内 ■ : 30分～60分以内 ■ : 60分以上 ■ : その他

※その他：Lアラートへの登録ミスと思われるもの

鉄道事業者の対応例

- 津波警報・注意報を受けて、鉄道事業者は防災業務計画に基づき運転見合わせ等の対応を行った。
- カムチャツカの対応を踏まえ、警報解除された場合でも自治体の避難指示が継続した場合、自治体に連絡し解除出来ない理由を確認のうえ、運転再開に支障が無い場合は、避難指示発令中であっても必要な点検を行ったうえで、運転を再開するルールとした事業者が存在している。（聞き取りより）

東日本旅客鉄道株式会社防災業務計画 I 一般編 第6章 津波への対応（抜粋）

第4節 社員の避難等

社員は、津波警報等が発表された時など津波の危険性を知り得た場合は、お客様を避難させるとともに、社員自らも避難する。

なお、津波警報の解除が発表されるなど津波による危険がないことが確認されるまでは津波注意区間では業務に従事しない。

西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画 II 南海トラフ巨大地震編（抜粋）

第2章 防災体制 第4節 津波警報発表時及び臨時情報発表時の運転取扱い

本社及び関係地方機関の長は、津波警報発表時及び臨時情報発表時の列車の運転取扱いについて、予め定めておくこととする。